

平成29年度 食品の安全・安心シンポジウム

---

# 健康食品に関する取組みについて

岐阜県健康福祉部生活衛生課



# 健康食品の分類と表示

食品

一般食品

※機能性の表示ができない

保健機能食品

※機能性の表示ができる

特定保健用食品

栄養機能食品

機能性表示食品

医薬品、医薬部外品

## ◎食品に表示しなければならない事項

食品表示法

名称、原産地、原材料(原産地含)、内容量  
添加物、賞味・消費期限、保存方法、製造所等、  
アレルギー、遺伝子組換え、栄養成分表示

## ◎消費者庁長官の許可等が必要な表示

健康増進法

- 血圧が高めな方に
- コレステロールの吸収を抑える
- お腹の調子を整える など

## ◎医薬品の承認を受けないと食品に表示してはいけない事項

薬事法

- 生活習慣予防に
- 〇〇が治る など
- 老化防止

# 健康食品の表示(食品表示法)



## 食品表示法

名称  
原産地  
原材料(原産地含)  
内容量

アレルギー  
添加物  
賞味・消費期限  
保存方法  
製造所等  
遺伝子組換え

栄養成分表示  
全ての加工食品

一元化

## JAS法

品質

原材料  
(原産地含)

内容量

原産地

等

## 食品衛生法

食品の安全性

添加物

アレルギー

等

名称

賞味・消費期限

保存方法

遺伝子組換え

製造者名等

健康増進法(栄養成分表示)  
任意表示 等

## <経過措置期間>

生鮮食品：法施行後、1年6ヶ月  
加工食品：法施行後、5年

平成32年3月31日までは  
新旧の表示が混在

平成29年9月1日より 全ての加工食品の原材料の産地表示が義務化

<経過措置期間> 平成34年3月31日

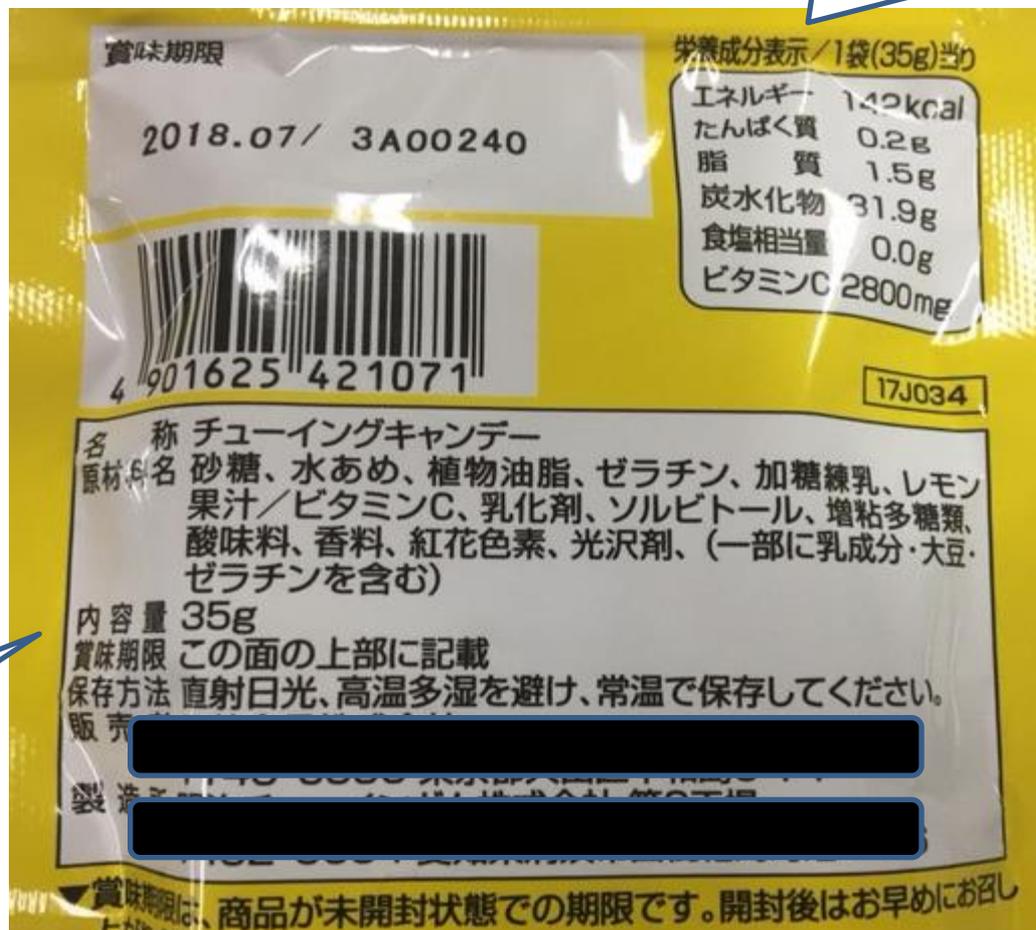


# 一般食品の表示(食品表示法)

栄養成分の量及び熱量を表示



食品表示法に基づく  
表示事項



# 特定保健用食品（トクホ）

国が有効性と安全性を個別に審査・許可した食品

特定保健用食品の許可マーク

**【許可表示】**本製品は難消化性デキストリン（食物繊維）の働きにより、脂肪の吸収を抑え、糖の吸収をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になり始めた方に適した飲料です。

**【1日当たりの摂取目安量】**お食事ごとに1本を、1日当たり3本を目安にお飲みください。

**【摂取上の注意】**本品は糖尿病や高脂血症の治療、及び予防薬ではありません。治療中の方は、医師などの専門家にご相談ください。

食後の血糖値が気になり始めた方

1.血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方  
2.食後の血糖値が気になり始めた方

特定保健用食品

**許可表示** 本製品は難消化性デキストリン（食物繊維）の働きにより、脂肪の吸収を抑え、糖の吸収をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になり始めた方に適した飲料です。

**【1日当たりの摂取目安量】** お食事ごとに1本を、1日当たり3本を目安にお飲みください。**【摂取上の注意】** 本品は糖尿病や高脂血症の治療薬、及び予防薬ではありません。治療中の方は、医師などの専門家にご相談ください。

●品名 清涼飲料水●原材料名 食物繊維（難消化性デキストリン）、ほうじ茶、烏龍茶、紅茶、ビタミンC●内容量 350ml●賞味期限 キャップに記載●保存方法 高温・直射日光を避けてください●製造者 日本

# 健康食品を販売するときの虚偽・誇大表示の禁止について

◎ 健康増進法（虚偽・誇大表示の禁止）

◎ 景品表示法（優良誤認表示の禁止）

効果があると  
誤認させる



最高の  
ダイエット食品

〇〇に効くと  
いわれています

医者に行かずとも  
ガンが治る



著しく事実と  
相違する



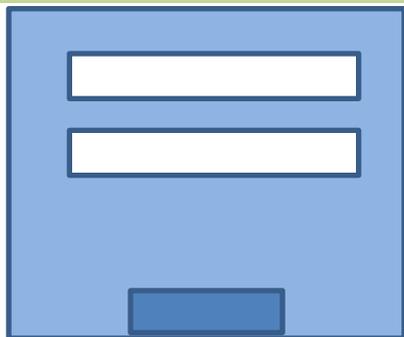
実際より  
良くみせる



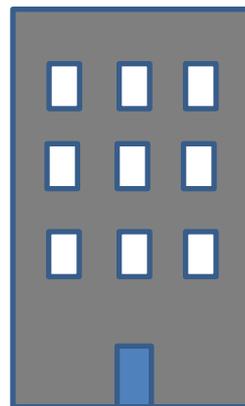
# 食品を販売するときの虚偽・誇大表示の禁止について

## 健康増進法の規制の対象

### 景品表示法の規制の対象



製造・販売事業者



広告媒体事業者

### ◆対象となる広告等の範囲

- 商品、容器又は包装による広告等及びこれらに添付した広告等
- 見本、チラシ、パンフレット、説明書面等  
(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む)
- ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーン、陳列物による広告等
- 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写又は電光による広告等
- インターネット、パソコン通信等



# 平成28年度 岐阜県・市の食品表示監視指導結果

	店舗数	調査品目数	不適正品目数
岐阜県	1,560	42,080	1,028
岐阜市	106	3,744	102

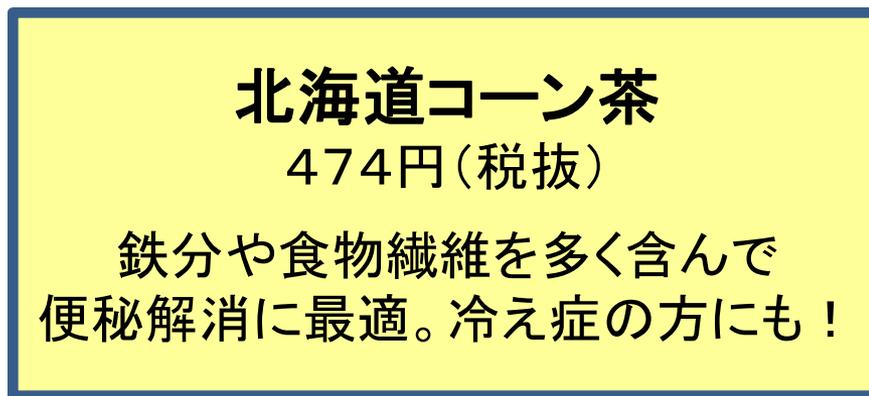
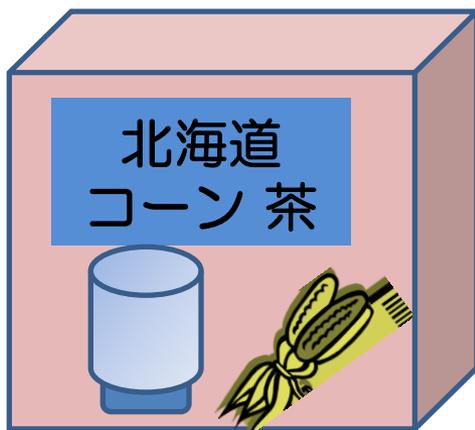
**改善指導**

※ 合同監視(食品表示法・医薬品医療機器等法・健康増進法・米トレ法を担当する職員が合同で監視)と一般監視(食品表示法に基づく表示事項を監視)の合計



# 岐阜県内における健康食品の指導事例

「北海道コーン茶」として販売されていた商品の値札に健康の保持増進効果等が表示されていた。



× 虚偽誇大広告の禁止

指導事項

健康の保持増進効果を削除

# 健康食品取扱事業者への監視指導・試買検査

## 監視指導

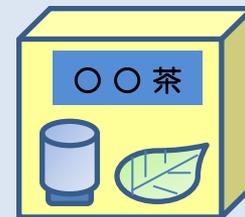
薬局・医薬品販売業者、健康食品販売店、健康食品製造業者に対し、商品の表示や広告等に医薬品的効能効果が標ぼうされていないか監視指導を実施。

○平成28年度 796件（うち不適30件）→指導・改善

## 試買検査

健康食品を試買し、表示確認及び医薬品成分が含まれていないか検査。

○平成28年度 20検体 →違反なし

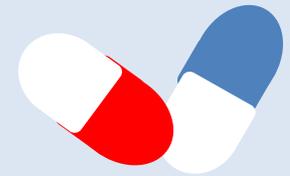


# 健康食品製造施設の調査指導、講習会の開催

## 調査指導

県内の健康食品製造施設のうち、特に錠剤、カプセル状等の食品の製造施設について立入調査を実施し、**衛生管理等を確認。**

○平成28年度 7件（うち不適0件）



## 講習会

事業者や県民を対象に健康食品の正しい理解、健康食品に関する法制度等に関する講習会を開催。

○平成28年度 事業者対象： 3回（425人）  
消費者対象： 11回（400人）



# 出前講座「食品の安全 知っ得講座」

県では、ご希望の日時・場所に職員を派遣し、食品安全をテーマにお話をする出前講座を実施しています

講師料、資料代など **経費不要**

## 申し込み方法

### ○ 参加者を集める

- ・出前講座は、**5人以上**であれば人数制限はありません。
- ・保育園や幼稚園、小学校、PTA、自治体のほか、お友達同士など、どんなグループでも構いません。

### ○ 参加申し込み及び会場の確保

会場は、申込者の皆様でご用意いただき、申込用紙に必要事項を記載の上、メール又はFAXにて県生活衛生課までお申込みください。

申込み先 E-メールアドレス [c11222@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp) FAX 058-278-2627

※日程調整の都合によりご希望に添えない場合もありますので、お早めにご相談ください。





ご清聴ありがとうございました。

